

2018年度BMCN研究会 趣旨説明

中島 和子

2018.8.12
国際基督教大学

©2018 Kazuko Nakajima

特別課題 (2)

日本語教育推進基本法案（要綱）

「ぷらっと」への寄稿文

「日本語教育推進基本法案の成立に向けて
- 在外日本語教師からの要請」

©2018 Kazuko Nakajima

日本語教育推進基本法案(仮称)政策要綱 平成30年5月29日

第一 総則

第二 基本方針等
第三 基本的施策

一 国内における日本語教育の普及推進

1 外国人等である児童生徒等に対する日本語教育関係

(1) 国は、外国人等である児童生徒等に対する日本語及び教科の指導等の充実並びにそのための教員及び支援員等の配置の充実等指導体制の整備、教員及び支援員等の養成及び研修を通じた資質の向上、就学及び就労の支援その他の必要な施策を講ずるものとすること。

(2) 国は、外国人等である児童生徒等に対して生活上の日本語の重要性に関する当該児童生徒等の保護者の理解と関心を深めるよう、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとすること。

二 海外における日本語教育の普及促進

2 在留邦人の子に対する日本語教育関係

国は、在留邦人の子等を対象とする日本語教育の充実、支援体制の整備 その他の必要な施策を講ずるものとすること

©2018 Kazuko Nakajima

日本語教育推進基本法案(仮称)政策要綱 平成30年5月29日

第一 総則(目的, 定義, 基本理念, 国の責務...)

例えば

基本理念に次の文言を追加(?)

「(母語が形成過程にある)幼児期および学齢期の(第二言語としての)日本語教育の推進は、子どもが家庭等で接触する母語等の重要性に配慮しつつ、行われなければならないこと。」



- 外国人等である児童生徒等が成人学習者と異なる点
- 母語・継承語を継続して伸ばしつつ、日本語をその上に加えていくと言うバイリンガル・モノリンガル育成の視点の欠如
- 親子の大事なコミュニケーションツールである母語・継承語を剥ぎ取るような日本語指導は、アイデンティティの揺らぐ「減算的モノリンガル」の量産につながる

©2018 Kazuko Nakajima

有本昌代(2016)「公立高校に在籍する外国人生徒のための教科 学習するに繋げる日本語指導の教材開発と実践報告」子どもの日本語教育研究会発表資料, 12月4日 京都教育大学

大倉安央(2015)「門真なみやは高校の母語教育」

<http://rikkyo.ne.jp/kadomaproject/namihaya.pdf>

小島祥美(2018)「東海地域で暮らす学齢期超過の子どもたちの現状とその課題—大学生とのワークキャンプを通じて」同志社大学 3月13日 発表資料

友沢昭江(2016)「多様な言語背景と日本語能力を持つ高校生を対象とする日本教育の可能性—大阪府立大学高校の実戦から—」2016年度日本語教育シンポジウム(AIJ-AIDLG) 7月9日 ベニス大学

中島和子(2018)「グローバル時代の補習校一家庭、地域(現地校)とともに育むマルチリテラシー」MHB 海外継承日本語部会発表資料

Roessingh, H. (1999) Adjunct Support for High School ESL Learners in Mainstream English Classes: Ensuring Success. *TESL Canada Journal*, Vol. 17, No.1 72-86

©2018 Kazuko Nakajima